

Partner's public relations magazine

2013年1月発行
Vol.2

パートナーズ

復興財源確保法とは？

経営革新等支援機関の認定制度ができました

確定申告で得する知識

会報誌

価格0円(税込み)



税理士法人
パートナーズ

謹
賀
新
年



あけましておめでとうございます

本年も変わらぬご愛顧、よろしくお願い申し上げます。



<http://www.zei-partners.com>

新年あけましておめでとうございます

謹んで新春のお喜びを申し上げます。旧年中に賜りましたご厚情に対し、心より御礼申し上げます。

税理士法人パートナーズは、皆様から賜りました、格別のお引き立てご厚情により昨年十周年を迎えることができ、あらためて心より厚く御礼申し上げます。今後、先の十年を見据えたお客様への更なるサービスの向上と同時に、お客様より頂戴したご相談やお悩みに対して共に解決し、さらに身近に感じていただく本当の意味での「良きパートナー」になれるよう、努めて参ります。

さて、まだまだ厳しい社会情勢ですが、昨年八月三十日に施行された「中小企業経営力強化法」でもわかるように、中小企業の経営課題は多



代表社員・税理士
川本 洋



会社西側



会社北側

会社建物に看板を設置しました

皆様から会社の場所が分かりづらいという多くの声を頂き会社の北側(正面)と西側に看板を設置しました。付近までお越しくされれば目に付きやすい場所に設置しておりますので、お立ち寄りの際にはこちらをご確認ください！

様化・複雑化しており、「経営状態を改善したいけれども、何をしたら良いかわからない」とお困りの経営者も多いと思います。弊社としては各専門機関と共に中小企業を守る意味でも、更に細かい部分について今まで以上に注意を払い、良い方向へご指導できるように従業員一同、意識を高めております。

新年にあたり皆様方のご多幸を心より祈念し、今後とも倍旧のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

新年あけましておめでとうございます

新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年末、民主党政権から自民党政権への政権交代が行われました。いわゆるねじれ国会の状況が解消され国会運営が安定的に行われることになると思われます。職業柄、所得税と相続税等税制改正の方向が気になるところであります。昨年の消費税の増税改正をはじめ、収入の乏しい政府からするとやはり新政権も増税の路線は継承が想定されます。

また本年三月三十一日をもって中小企業金融円滑化法が終了します。

この制度の適用を受け猶予期間中に体質改善のなされていない場合、その終了は死活問題となるのが考えられます。そこで注目されるのが昨年夏に施行された『中小企業経営力強化支援法』です。これは専門的知識や実務経験が一定のレベル以上の者に対して国が『経営革新等支援機関』として認定し、公的な支援機関として位置づけ、中小企業が抱えている悩みの解決を図ろうとするもので『中小企業金融円滑化法』の出口政策と考えられています。現在税理

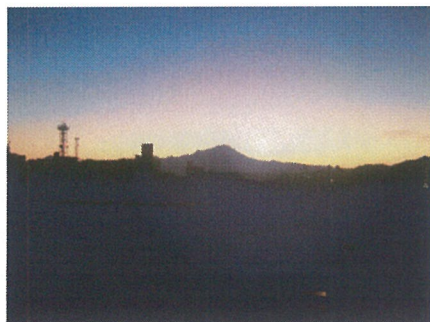
士法人パートナーズはこの経営力強化支援法に注目しております。

中小企業の厳しい環境は続きます。お客様にとって最善の方策はなにか？自問自答・鍛錬を怠りません。私たち税理士法人パートナーズは文字通りお客様の『良きパートナー』であり続けたいと考えております。

最後になりましたが、本年が、皆さまにとりまして幸多き年となりますよう心より祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



山陰社社長
税理士
川原 康寛



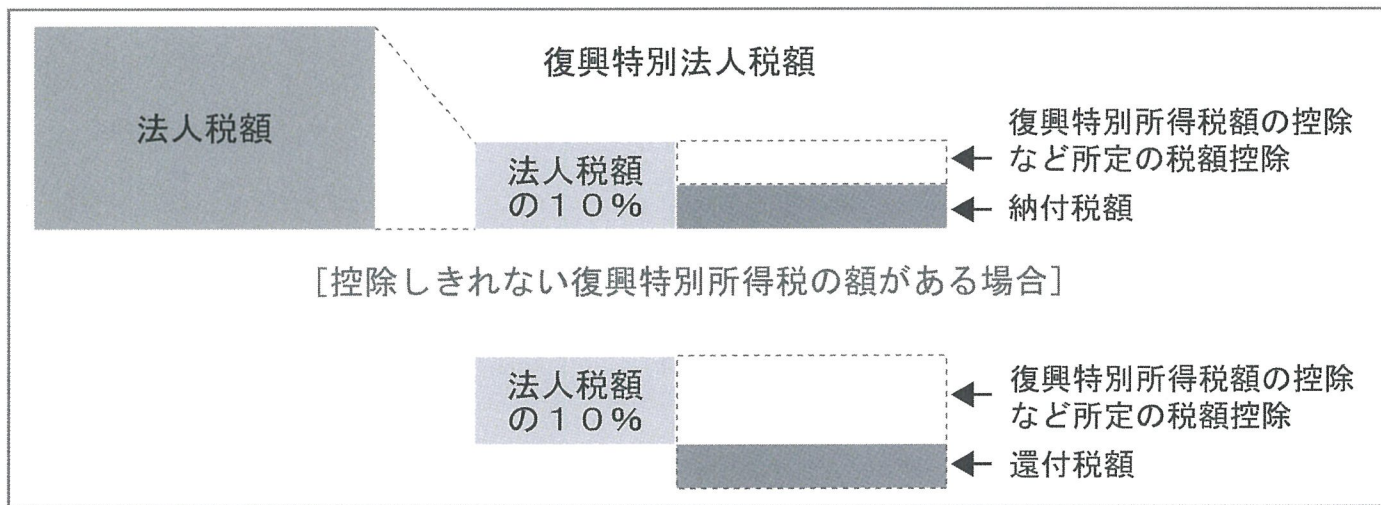
川原の自宅より撮影した大山の
初日の出(撮影：川原)

復興財源確保法とは？

東日本大震災の被災者救援の財源確保の目的で「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が、平成23年12月施行されました。震災からの復興ということで、数十兆円の財源確保のための増税ということになります。ここでは、増税項目となる法人税、所得税、住民税について解説します。

①復興特別法人税

復興特別法人税は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から3年間、通常の法人税の額に10%上乗せされます。平成24年から国際競争力の強化を図るため、法人税率の引き下げがありました。3年間は増税と減税がセットで適用されます。



②復興特別所得税

復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの25年間、通常の所得税の額に2.1%上乗せされます。源泉徴収税額表にも変更があったので、給与計算や年末調整の際には注意が必要です。

所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	10	15	20	23	33	40
合計税率(%) [所得税率(%) × 102.1%]	5.105	10.21	15.315	20.42	23.483	33.693	40.84

③復興特別住民税

復興特別住民税は、平成26年から平成35年までの10年間、均等割の額が1,000円上乗せされます。

ホームページもご覧ください

税理士法人パートナーズ 岡山

検索

ホームページをリニューアルしました。企業向けの情報を多く掲載しておりますので、是非ご覧ください。

税理士法人 パートナーズ

岡山本社 岡山支社 京都支社 大阪支社 福岡支社 名古屋支社 仙台支社 札幌支社

〒760-0001 岡山県岡山市北区大工町1-1-1

TEL 086-271-1111 FAX 086-271-1112

E-MAIL info@tax-partners.co.jp

税理士法人 パートナーズ

税務・会計・労務・法務

事業計画・経営相談・税務相談・労務相談・法務相談

相続・贈与・遺言・信託・保険・年金・不動産

会社法・労働法・消費者法・知的財産法

国際税・海外展開・M&A・倒産・破産

相続税申告書診断プラン

相続開始後の申告・遺産整理プラン

相続開始前の診断・安心プラン

パートナーズでは税務業務以外にも多くの商品を取り揃えております

経費削減プラン

事務改善プラン

経費削減プラン

事務改善プラン

経営革新等支援機関の認定制度ができました

経営革新等支援機関とは

経営革新等支援機関

中小企業が安心して経営相談等が受けられるために、専門的知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定することで、公的な支援機関として位置付けられています。

多岐多様な専門家を認定

金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等を認定。
中小企業に対してチームとして専門性の高い支援事業を行います。

こんな悩みを抱えている方、ご相談下さい！

- 1 自社の経営を「見える化」したい**
企業に密着した、きめ細かな経営相談から、財務状況、財務内容、経営状況に関する調査・分析を行います。

- 2 事業計画を作りたい**
経営状況の分析から、事業計画等の策定・実行支援を行います。
また、進捗状況の管理、フォローアップを行い、中小企業の経営支援の充実を行います。

- 3 取引先を増やしたい
販売を拡大したい**
経営革新等支援機関のネットワークを活用して、新たな取引先の増加や販売の拡大に向けてお手伝いします。

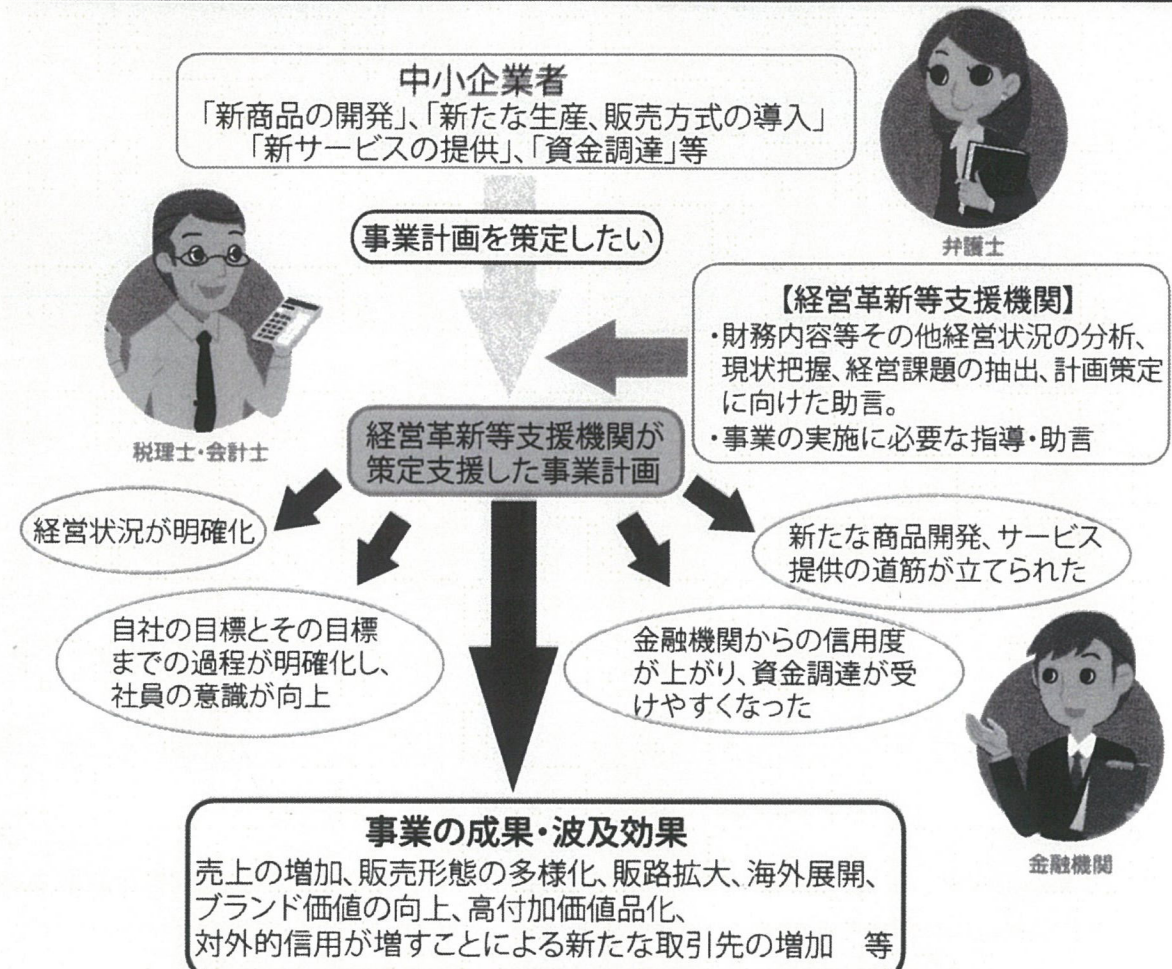
- 4 専門的課題を解決したい**
海外展開を考えている、知財管理が不安…。専門的な知識が必要な場合には、最適な専門家を派遣し、経営革新等支援機関と一体となって支援します。
※(独)中小企業基盤整備機構から派遣されます。

- 5 金融機関と良好な関係を作りたい**
計算書類の信頼性を向上させ、資金調達力の強化に繋がります。

信用保証協会の保証料が減額されます

経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗の報告を行うことを前提に、信用保証協会の保証料が減額(▲0.2%)されます。

経営革新等支援機関の支援を受ける効果



経営革新等支援機関への手数料

経営革新等支援機関の行う支援業務の手数料は、経営革新等支援機関と調整していただきます。

経営者と確定申告

経営者にとって、確定申告はあまりなじみがないものです。というのも、経営者は源泉徴収と年末調整という一連の手続で所得税の課税関係が完了しているため、商売をしている人のように毎年所定の時期に確定申告をする必要がないからです。源泉徴収制度は、多数の給与所得者に対する課税の方法として工夫されたものですが、経営者にとって申告と納税を身近に感じられない一因になっているともいわれています。

□経営者が確定申告をしなければならぬケース□

経営者が所得税の確定申告をしなければならぬのは、次のようなケースです。

ケース	具体的な内容
① 給与収入が多いとき	その年の給与収入が2,000万円を超える場合
② 副収入があるとき	地代、家賃や原稿料などの副収入があって、それらの所得が20万円を超える場合
③ 2ヶ所以上から給与をもらっているとき	ある会社の取締役が他の会社の監査役を兼務するなど両方の会社から役員報酬を得ている場合
④ 同族会社の役員るとき	同族会社の役員が会社から貸付金利息や不動産の賃貸料などの支払を受けている場合

※なお、先払いしている源泉徴収税額が多い場合などは、確定申告をして還付を受けるというケースもあり得ます。

□経営者が確定申告をすると得するケース□

経営者は、前記のように原則として確定申告をする必要はありませんが、確定申告をすることによって税金が戻ってくる場合もありますので、次のようなケースに該当する人は確定申告を忘れないようにしたいものです。

ケース	具体的な内容
① 不慮の災害や盗難にあった場合	雑損控除の適用による税金の還付
② 多額の医療費を負担した場合	医療費控除の適用による税金の還付
③ 寄附金を支出した場合	寄附金控除の適用による税金の還付
④ ローンでマイホームを購入した場合	住宅ローン控除の適用による税金の還付
⑤ 年の途中で退職し、その後就職していない場合	年末調整をしていないので、確定申告による税金の精算(還付)

株の確定申告で得する知識

特定口座の源泉徴収「あり」を利用する株投資家が確定申告で得するケース…。それは、その年の株取引の売却益がトータルでマイナスになった場合です。

源泉徴収「あり」の特定口座で株取引の損失が出た場合、確定申告で「譲渡損失の繰越控除」の手続きを行うことでその損失が3年間繰り越せ、翌年以降の売却益と相殺ができ支払う税金を少なくするメリットがあります。

もうひとつ、源泉徴収「あり」の株投資家が確定申告で得するケースが、一般口座や複数の証券会社を利用している場合です。同じ証券会社の口座内であれば、自動的に株の売却損益を相殺してくれますが、一般口座や複数の証券会社を利用されている場合はその差引は行われません。

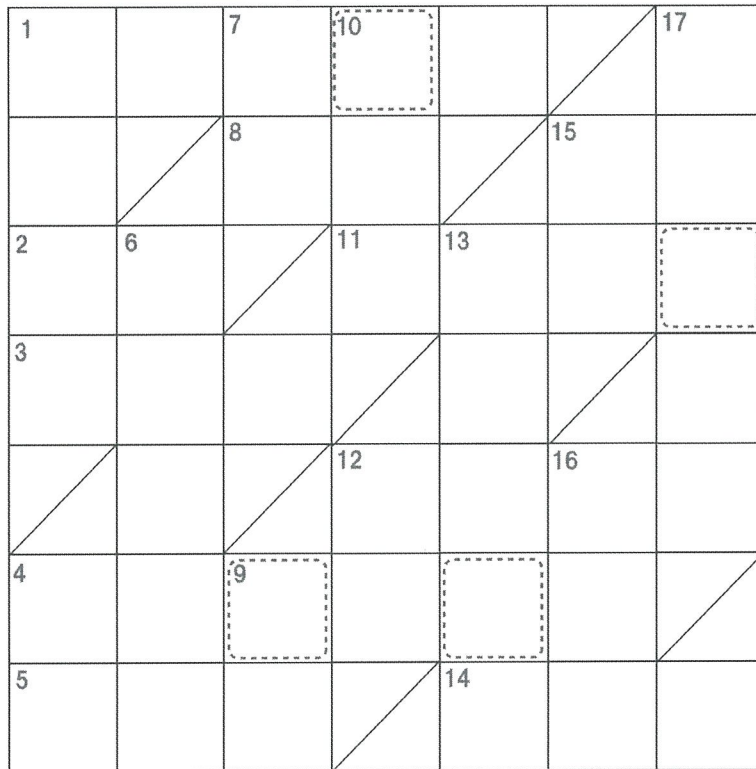
すべての証券会社で株の売却益がプラスであれば申告の必要もなく問題ありませんが、トータルで損益を計算して株の売却益が減るようであれば、確定申告をした方が得することが多いようです。

株の「配当金」にも、株を売って利益が出たときと同じように税金がかかります。基本的には源泉徴収されるので、確定申告をする必要はありません。しかし、確定申告をすると配当控除（総合課税）の適用を受けられたり、株や投資信託の損失と損益通算（申告分離課税）ができるようになります。配当金を確定申告するとき（総合課税）として申告するか（申告分離課税）として申告するかで決まります。



税理士 村上 亮

頭の体操 クロスワードパズル



【横のカギ】

- 1 神様にお願い
- 2 足下あったか〇〇暖房
- 3 古物の値段を鑑定
- 4 手紙で年初のご挨拶
- 5 イザナギ、イザナミが登場する古書
- 8 地面の下
- 11 将来は蝶になる
- 12 太陽の別の呼び方です
- 14 着物の女性は〇〇〇が魅力的です
- 15 クルックウ

【縦のカギ】

- 1 富士、鷹、なすびが出ると縁起が良い
- 4 こたつで丸くなる
- 6 書初めに失敗しちゃいました
- 7 地域によって四角だったり丸かったり
- 9 可愛くない〇〇と書いていても↓17はあげます
- 10 鳥に魚を捕らせませす
- 12 親の兄弟
- 13 一年の計は元旦にありということでこれを立てます
- 15 お歳暮で送る肉
- 16 お風呂と言いつつ湯船ではありません
- 17 もらえるのは子供のうち

の文字を並び替えることができる言葉を当ててください

ヒント：新年をお祝いしましょう

答え

2012年パートナーズ忘年会

昨年の暮れ、12月18日に小林裕彦法律事務所と行政書士法人近藤事務所の方々と合同で忘年会をしました。40名ほどの大人数での開催となり、平日にも関わらず大盛り上がりでした。暗いニュースが目立つ昨今の社会情勢のなか、忘年会の名の通り、暗い話題ではなく来年に向けての前向きな話が多い賑やかな会となりました。

お酒の席での楽しい話、ご参加して頂いた方々、本当にありがとうございました。また今回の忘年会で会場としてお借りしました『かどや』様にも感謝いたしております。

ありがとうございました。



パートナーズ会員募集

税理士法人パートナーズでは、だだいま会社経営者向けの会員を募集しています。ご入会の方にはパートナーズより会報誌や税制改正の情報をご提供いたします。年会費・入会費は無料ですので、普段なかなか聞かない税務関連情報はもちろん、知っていて得する意外に大切なミニ情報までご提供します！



会報誌の発行

特典

①

経営者向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えできる情報や意外と知られていない重要なものや知って得するもの、また資産家の方への相続・贈与関連の情報も掲載してお届けします。■会報誌は不定期での発行となります

無料相談

特典

②

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなりますが、知っていなければならないポイントや知っておいて得するポイントが必ずあります。

税制改正・判決事例の提供

特典

③

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、相続、贈与など専門的なこともご相談下さい。

■無料相談は一般的な内容となります ■個別具体的な内容や書面を製作するものに関しては費用をいただきます

税理士法人パートナーズ

[岡山本社]

〒700-0973

岡山県岡山市北区

下中野1222-9

TEL: (086) 246-4446

FAX: (086) 246-4406

E-mail partners@zpost.plala.or.jp

[山陰支社]

〒683-0823

鳥取県米子市加茂町2-204

米子商工会議所会館 2階

TEL: (0859) 21-5169

FAX: (0859) 21-5179

E-mail k-tax118227@spice.ocn.ne.jp